

信太山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1
- 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2
- 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備 考
37	繊維屑処分	陸上自衛隊信太山駐 屯地	7.7.14～ 8.3.31	7.6.27	7.7.8 09：00	7.7.8 09：00	なし	収集運搬処分許可証は 見積日前に提出 単価 決定
			以下余白					

- 4
- 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒594-8502
住所：大阪府和泉市伯太町官有地
契約機関名（担当）：陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊（担当 野口）
電話番号（内線）：0725-41-0090（内線449）
FAX番号：0725-41-9453（直通）

メールアドレス：ma398fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	37 (7.6.27)
-----------	---------------

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

	品 名	規 格	単位	予定数量	単価(税抜)	金 額
1	繊維屑処分	陸上自衛隊仕様書のとおり	kg	10,000		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊信太山駐屯地		納期 (履行期限)		7.7.14～8.3.31
	契約保証金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年7月8日

分任契約担当官陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	37 (7.6.27)
-----------	---------------

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

	品 名	規 格	単位	予定数量	単価(税抜)	金 額
1	繊維屑処分	陸上自衛隊仕様書のとおり	kg	10,000		
2		以下余白				
3						
4	※調査金額内訳を記載してください。(業者様式可)					
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊信太山駐屯地		納期 (履行期限)		7.7.14～8.3.31
	契 約 保 証 金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		

本調査は一般的な市場動向を調査する目的あり、実際の応札(見積)価格と同一のものではありません。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
産業廃棄物処分委託		
	作 成	令和 7 年 5 月 3 0 日
	変 更	
	作成部隊名	信太山駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊信太山駐屯地において実施する産業廃棄物処分委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義はGLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	
	がれき類	
非飛散性アスベスト		飛散性アスベスト以外のもの

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，“法”という。）に基づき、産業廃棄物処理を行うものとする。

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処分数

処分する産業廃棄物の数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 処分の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

2.5 処分基準

産業廃棄物の処分は、法第12条によるほか、中間処理の方法及び要領を指定する必要がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 産業廃棄物管理の処置

産業廃棄物管理票（以下，“管理票”という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

2.7 引渡し場所等

引渡し場所及び時期は、調達要領指定書によって指定する。

2.8 使用機材

役務に必要な使用機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

2.9 役務作業の中止

役務作業の中止については、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方との調整による。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、引渡し時に監督官が検査官の立会を求めるとし、契約相手方及び官側双方が管理票に基づき、産業廃棄物が確実に引渡されることを確認する。契約の相手方は、本役務終了後検査官に管理表（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2を基準とする。

表2－提出書類

名称	数量	提出時期	提出先
産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）	1	契約締結時	契約担当官等
産業廃棄物処分業許可証（写し）	1		
産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1	役務完了時	

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊信太山駐屯地の立入りに際しては、所定の立入り手続を行う。
- b) 駐屯地中での行動（出入門手続、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守し、作業地域外への立ち入りを禁止する。
なお、やむを得ず作業注記以外への立ち入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接または間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、引渡しを受けた産業廃棄物を法第15条の4の2で定める“産業廃棄物の再生利用に係る特例”以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊の装備品等と判別できるものが一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。
- e) 契約の相手方は、引渡しを受けた産業廃棄物の中間処理の方法及び要領にあたっては、要請に応じ官側の立会いを受ける。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底し、必要によって契約担当官の指示を受ける。

4.4 仕様書に関する疑義

本仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

4.5 処理場に運搬搬入する距離

信太山駐屯地正門より半径100キロメートル（近畿2府4県）を基準とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 R L H 4 C 0 0 0 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 7 年 5 月 3 0 日
	作 成 部 署	信 太 山 駐 屯 地 業 務 隊 補 給 科
	作 成 年 月 日	令 和 7 年 5 月 3 0 日
品 名	産業廃棄物処分委託	
仕 様 書 番 号		

次に示す項目について、仕様書を補足する。

2 役務に関する要求

2.2 処分の対象

処分の対象となる産業廃棄物は、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず及び金属くずとする。

2.3 処分数

計量証明書による。

2.5 処分基準

中間処理の方法は、焼却とする。

2.7 引渡し場所等

引渡し場所は、中間処理実施場所とする。